令和９年度開催分
スポーツ教室開催のため公園の使用を希望される方へ

◇ スポーツ教室開催の条件

・開催できる公園は、土木事務所長が定める公園に限ります。別途公表される『対象公園一覧』に記載がある公園に限り、開催が可能です。
・教室の参加者は、小学生以下に限ります。
・開催は平日限定（土日祝日を除いた日)、曜日は固定で、１公園につき週１回です。
ただし、土木事務所長が認めた公園については、週に複数回の開催ができます。(同一の団体等の開催は、週１回に限る)
・開催時間は、１回につき３時間以内となります。
・開催は地元利用に支障がない日時に限ります。
・『対象公園一覧』で示された実施できない種目を選択した仮予約の申出は無効とします。
・３か月間連続して行為許可の申請がされていない場合は、仮予約を取り消します。
・代表者は使用料の還付先に指定する口座名義と同一としてください。
・名古屋市からの連絡を受け取るメールアドレスは、ドメイン名「@logoform.jp」および「@ryokuseidoboku. city.nagoya.lg.jp」を受信できるものに限ります。

◇ 仮予約の取扱い

（１） スポーツ教室開催を希望する場合は、年度を単位として仮予約が必要です。仮予約の希望申出から行為許可の申請までの手続は､次項｢仮予約までの流れ(令和９年度開催分)｣、「仮予約から行為許可申請までの流れ」および別紙「開催までの手続きフロー（概略版)」のとおりです。
（２）仮予約を認められた公園を、他の団体等に利用させることはできません。
（３）期限までに必要書類を提出しない場合や連絡がとれない場合は、スポーツ教室の開催を認めません。
（４）抽選結果や辞退状況の電話でのお問い合わせには、お答えいたしません。次項「仮予約までの流れ（令和９年度開催分)」に記載する抽選結果の公表期間中に各自でご確認ください。

◇ 仮予約までの流れ（令和９年度開催分）

（１）本書その他スポーツ教室開催に係る資料の記載内容を承諾したうえで、**10月１日（木）９時00分から10月21日（水）23時59分まで**に、**「スポーツ教室仮予約希望申出フォーム」にて申請**してください。
※申請期間以降に申出内容の追加、変更はできません。
（２） 受付期間中は、仮予約希望申出フォームにて申請された団体名等および種目名を希望申出状況として随時公表します。
（３） **抽選前に申出を辞退する場合**は、申請完了後に送られてくるメール(自動配信)に貼付されているキャンセルページのリンクより、キャンセルしてください。

（４） 希望申出の重複する公園については抽選を行い、その抽選結果を名古屋市公式ウェブサイトにて公表しますので各自でご確認ください。公表は 10 月 26 日（月）13 時 30 分から行います。

※令和 9 年度開催分より、公開抽選会は実施しません。

（５） 抽選順位 1 位の団体等（1 公園につき、複数の団体等の利用が可能な場合は、利用可能数に応じた上位順位の団体等）は、10 月 30 日（金）16 時 00 分までに、「(様式２)スポーツ教室開催計画書」を開催計画書・地元説明報告書・仮予約辞退届出書提出フォーム(以下、「提出フォーム」) にて提出してください。期日までに「スポーツ教室開催計画書」が提出されない場合は、辞退したとみなします。

※提出方法は、PDF、JPG / JPEG、PNG、HEIC ファイルをアップロードする方式です。

提出期限を迎える前、または仮予約の権利が移る前に辞退を申し出る場合は、「(様式４)スポーツ教室仮予約辞退届出書」を提出フォームにて提出してください。

次順位の団体等は指定する期日までに、「(様式２)スポーツ教室開催計画書」を提出フォームにて提出してください。

なお、地元町内会等から要望があった場合は、「スポーツ教室開催計画書」の写しを、当該地元町内会等へお渡しする場合があります。

※辞退後は仮予約の権利が失効し、次順位の団体等に権利が移ります。

※提出期限は公表する抽選結果に併せて記載します。随時更新しますので、必ず各自で確認してください。

（６） 土木事務所の指示に従い、地元町内会等への説明を行ってください。地元町内会等への説明を行った上で、その内容をまとめた「(様式３)スポーツ教室地元説明報告書」を指定した期日までに提出フォームにて提出してください。

期日までに「スポーツ教室地元説明報告書」が提出されない場合、または連絡が取れなかった場合は、辞退したとみなします。

（７） 土木事務所は提出いただいた書類を審査し、仮予約の可否を回答します。

◇ 仮予約から行為許可申請までの流れ

（１） 仮予約を認められた場合は、土木事務所に行為許可申請書を提出してください。
（仮予約を認められた使用希望日の属する月の１月前の初日から**使用希望日の 10 日前までに必ず提出**してください。）

（２） 行為許可を受けた場合の**使用料は必ず定められた期日までに支払って**ください。
※雨天等により使用できなかった場合の使用料の還付は、口座振替により行うため、**使用料の還付先の口座名義は、原則、申請者と同一**としてください。特に、団体として行為許可を申請される場合は、**行為許可申請書等の申請欄における代表者の役職名等が、口座名義と合致するよう正しく記載**してください。

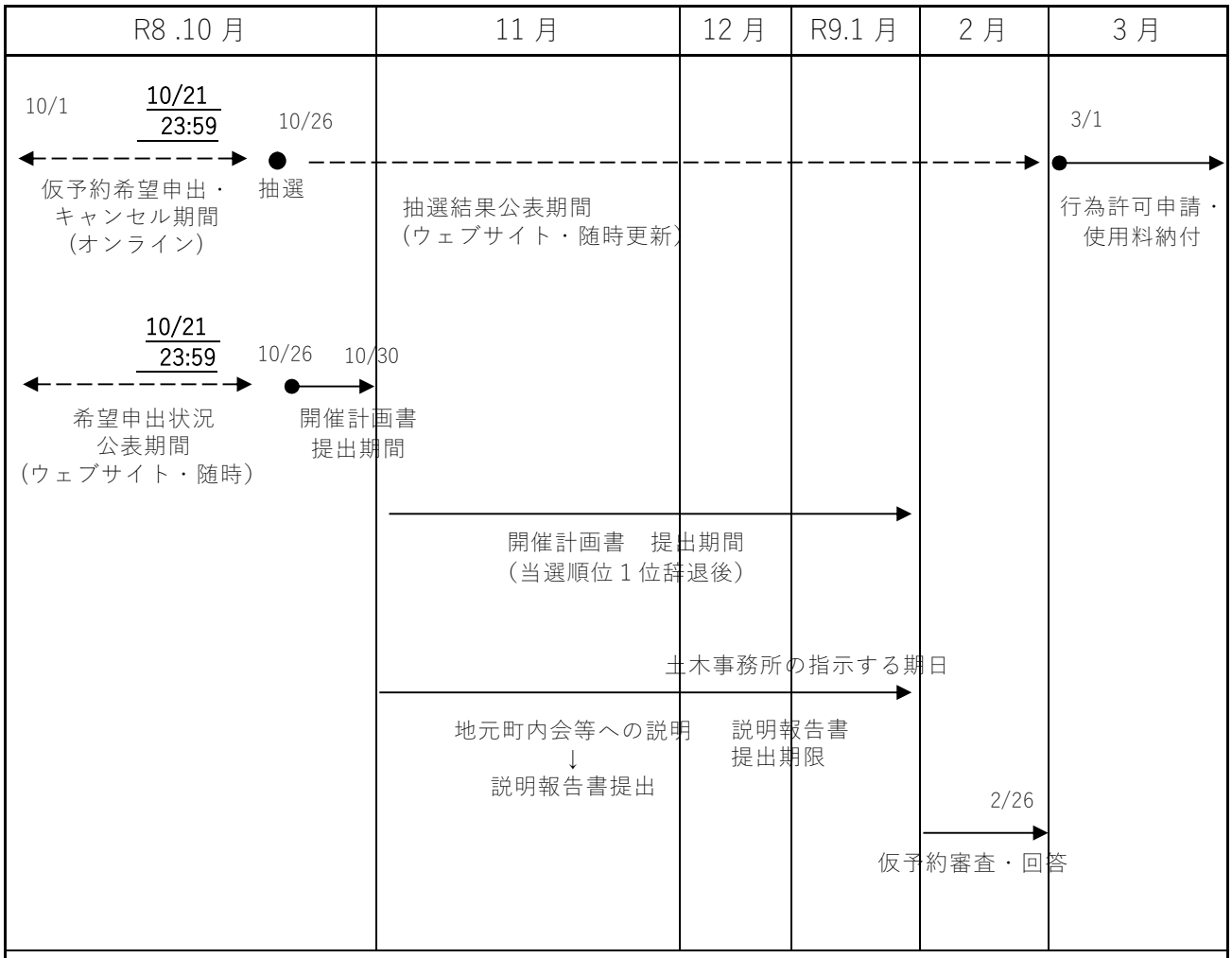
（３） 仮予約を認められても、次のいずれかに該当する場合は利用できません。
ア　仮予約団体等が行為許可申請書を提出する前までに、スポーツ教室以外の利用で行為許可申請があった場合
イ　管理上支障がある場合

（４） 仮予約を認められても、次のいずれかに該当する違反行為があった場合は、利用を認めません。
ア　「都市公園におけるスポーツ教室開催に係る取扱要領」に違反した場合
イ　スポーツ教室開催計画書の遵守事項に違反した場合
ウ　既に得た行為許可に附した条件に違反した場合
エ　既に得た行為許可の使用料が未納である場合
オ　仮予約団体等の責めに帰すべき事由によらない場合またはスポーツ教室開催計画書の開催計画において正当な理由により一定期間実施しないことが認められる場合を除き、３か月間連続して行為許可の申請がされていない場合

◇その他注意事項

・不適正な公園の利用が行われた場合、個別の団体等はもちろん、スポーツ教室という行為そのものに対する許可も認められなくなります。そのようなことにならないように公園利用のルールとマナーを守ってご利用ください。
・不適正な公園の利用があった団体等につきましては、抽選への参加を認めない場合や、抽選で仮予約の権利を受けたとしても、許可をしない場合があります。
・申し込まれた申請者情報等は土木事務所に共有します。申出内容の確認のため、窓口までお越しいただくよう土木事務所から連絡する場合がございますので、連絡を受けた際は必ずご対応ください。

◇令和９年度開催分　スポーツ教室開催に係る仮予約スケジュール



【抽選前】

○　仮予約希望申出は、仮予約希望申出フォームからオンラインで申請してください。

○　申出を辞退する場合は、申請時に自動配信されるメールの貼付されるリンクより、受付期間中にキャンセルしてください。

【抽選実施後】

○　スポーツ教室開催計画書、スポーツ教室地元説明報告書およびスポーツ教室仮予約辞退届出書は、「開催計画書・地元説明報告書・仮予約辞退届出書提出フォーム」で提出してください。

○　スポーツ教室地元説明報告書は、土木事務所が指定した期日までに提出してください。